

個人情報の取扱に係る特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 条 本契約業務の買主は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、本契約業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第 2 条 買主は、本契約業務における個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 買主は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備の上、管理責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、その役割及び責任体制（以下「管理責任体制」という。）を明確にするとともに、個人情報の漏えい等が発生したとき又はその兆候を把握したときの従事者から管理責任者への報告体制を整備しなければならない。

3 買主は、個人情報の適正な管理のため、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策（以下「安全対策等」という。）を講じなければならない。

4 買主は、本契約業務に着手する前に第 2 項に規定する管理責任体制及び報告体制並びに前項の規定により講じた安全対策等について、売主に書面により報告しなければならない。

5 買主は、前項の規定に基づき報告した内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容について売主に報告しなければならない。

6 買主は、前 2 項の規定に基づく報告の内容に関し、売主が理由を示して異議を申し出た場合には、これを変更しなければならない。この場合において、当該変更に伴い新たに経費が必要となる場合、その費用負担については、売主と買主が協議の上決定するものとする。

(管理責任者及び従事者の監督)

第 3 条 買主は、管理責任者及び従事者に対し、本契約業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者)

第4条 買主は、本契約業務を派遣労働者に行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 買主は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、買主と派遣元との契約内容にかかわらず、売主に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(個人情報の受領)

第5条 買主は、売主から本契約業務に関し個人情報が記録された文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）の提供を受けたときは、売主に受領書を提出するものとする。

(目的外利用の禁止等)

第6条 買主は、本契約業務以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、あらかじめ売主の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第7条 買主は、売主から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ売主の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第8条 買主は、売主から貸与され、又は買主が収集若しくは作成した資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ売主の指示又は承諾があった場合は、この限りではない。

(情報システムで取り扱う個人情報の安全管理)

第9条 買主は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
- (2) 情報システムへの外部からの不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止すること
- (3) 情報システムに不正プログラム（不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。）をインストールしないこと
- (4) 前条ただし書きの規定による売主の承諾により資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと

(再委託の禁止)

第10条 買主は、本契約業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（当該第三者が、買主の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第11条 買主は、本契約業務に関し売主から貸与され、又は買主が収集し、複製し、若しくは作成した資料等について、この契約が終了し、又は解除された後直ちに売主に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、売主が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 買主は、第7条ただし書きの規定により複写又は複製した資料等について、当該資料等に係る個人情報又は媒体を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。この場合において、電子計算機に記録された情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

3 買主は、前項の規定により資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 買主は、第2項の規定により資料等を消去又は廃棄したときは、消去又は廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面）を売主に提出しなければならない。

5 買主は、消去又は廃棄に際し、売主から立会を求められたときはこれに応じなければならない。

(随時の報告)

第12条 売主は、買主に対し、本契約業務に係る個人情報の管理の状況及び業務の履行状況（以下「管理状況等」という。）について、随時に報告を求めることができる。

(実地検査等)

第13条 売主は、本契約業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、買主における管理状況等について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等を踏まえ、実地検査を行わない場合にあっては、買主に報告書を提出させることにより確認するものとする。

3 前条及び前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に必要な費用は、買主の負担とする。ただし、売主の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、売主がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第14条 買主は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を売主に報告し、売主の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 買主は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(教育及び研修の実施)

第15条 買主は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(契約の解除)

第16条 売主は、買主が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 買主は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、売主にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 買主は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより売主が損害を被った場合には、売主にその損害を賠償しなければならない。